

公益財団法人可児市文化芸術振興財団役員、評議員及び非常勤の職員の報酬 並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の役員、評議員及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員、評議員及び非常勤の職員に報酬を支給することができる。

2 常勤の理事の報酬の額は、月額 28,000 円以上 140,000 円以内の範囲内で評議員会の決議により定める額とする。

3 非常勤の理事の報酬の額は、理事会及び評議員会への出席に対して日額 5,000 円とする。

4 監事の報酬の額は、理事会及び評議員会への出席並びに監査の実施に対して日額 10,000 円とする。

5 評議員の報酬は、評議員会への出席に対して支給する。

6 非常勤の職員の報酬の額は、日額 4,000 円以上 50,000 円以内又は月額 28,000 円以上 140,000 円以内の範囲内で理事長が定める額とする。

7 前各項の規定にかかわらず、可児市職員の身分を有する職員については、無給とする。

(費用弁償)

第3条 役員、評議員及び非常勤の職員が職務のため旅行したときは、次に定める額を費用弁償として支給する。

(1) 役員及び評議員 可児市職員の旅費に関する条例（昭和36年可児町条例第9号。以下「旅費条例」という。）中市長等に相当する額

(2) 非常勤の職員 旅費条例中可児市職員の7級の職務にある者の旅費に相当する額

2 前項に定めるものほか、役員、評議員及び非常勤の職員に支給する費用弁償については、常勤の職員の旅費の例による。

(報酬等の支給方法)

第4条 月額で定められた報酬のもので月の中途において就任又は退任した場合の報酬は、就任の場合にあっては、その日から、退任の場合にあっては、その日までをそれぞれ日割でもって支給する。

2 報酬及び費用弁償を支給する場合において、月額又は日額で定める報酬若しくは費用弁償については、複数の月分を合算して支給することができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるものほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

付 則（平成17年度改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年度改正）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

付 則（平成23年度6月改正）

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

付 則（平成23年度2月改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。